



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<http://f-hojin.or.jp>

平成30年7月1日発行 第526号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん



私のポケット

引越四回目、駐車場の片隅にプランターを置かせてもらい、野菜作りに挑戦した。

取り立てて趣味の無い私が、何を思ったか突然始めたにしては中々面白い。見よう見まねで肥料をやり、朝晩水をやっているとたちまち大きくなって、当たり前だがトマトにはトマト、ナスにはナスが正直に成るのである。

同じビーマンでも、人に性格があるように野菜にもそれぞれ性格があるのかなあ等としみじみ眺めたり、やっぱり農耕系なのか退屈しない。それに何と言っても、採り立ての野菜はうまい。

ところが、そこにあの震災、七階は揺れた。作っても食べられないのでは仕方がないとあきらめる。

そして三年前、年齢を考え、そろそろ地べたに近い所に住んでみようかと、猫の額ほどの畑を作る家に五回目の引越をした。

除染土の搬出を待って、腐葉土とか培養土を混ぜ、今度は移植ベラからスコップ耕作に昇格である。

杭を打って網を張り、自作のゴーヤでチャンプルに初挑戦だ。張り切って苗を植えたら大きな葉っぱで向こうが見えなくなるほどの成長ぶりだ。これは期待できるぞ。

ところが慣れたゴーヤは少ななくて、新種のゴーヤが幾つもぶら下がっている。あれ、どこかで見たような。

隣の畑の「何でも採って食べてね」の優しいベテランMさん、「ゴーヤを接木しているカボチャは美味しくないよ」。カーツ、カラスが聞いていた。

それでも楽しいスコップ農業は暫く続けたいと思っている。(松田記)



第6回 通常総会開催

第6回通常総会は、去る5月24日（木）サンパレス福島にて開催された。

議事では、平成29年度収支決算承認の件が上程され、異議なく承認された。主要事業計画として、引き続き

- （1） 税知識の普及を目的とする事業、
- （2） 納税知識の高揚を目的とする事業、
- （3） 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業、
- （4） 地域企業の健全な発展に資する事業、
- （5） 地域社会への貢献を目的とする事業、
- （6） 会員交流に資するための事業、
- （7） 会員の福利厚生等に関する事業、
- （8） その他本会の目的を達成するために必要な事業を実施することとした。

また、来賓の加藤福島税務署副署長様、小川福島県県北地方振興局長様、木幡福島市長様に祝辞を賜りスムーズな進行のうちに終了した。

表彰規程に基づく表彰も行われ、次の方々が受賞された。（敬称略）

◎役員功労表彰

川津 博彰（文化設備工業㈱）

◎会員増強表彰

樋口 郁雄（福島信用金庫）

紺野 正雄（株）A水技研
最上 諭（株）総合コンサルタンツ
菅野 仁（株）Office KANNO



樋口郁雄氏

◎福利厚生制度

（経営者大型総合保障制度推進表彰）

会員の部

〈金賞〉

鈴木 武雄（株）ビジネスサポート



鈴木武雄氏

受託会社職員部の部

〈銀賞〉

佐藤ケイ子（大同生命保険㈱）

村島 誠（大同生命保険㈱）

〈銅賞〉

高野 恭子（大同生命保険㈱）

阿部 洋子（大同生命保険㈱）



佐藤ケイ子氏

※29年度決算・30年度予算については、当会Webサイト・情報公開資料からご覧下さい。



《平成30年度税制改正について》

平成30年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」が公布されました。

法人税、源泉所得税関係の改正内容について順次お知らせいたします。

今回は、第一回として源泉所得税関係についてのお知らせです。

1. 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。

2. 給与所得控除の適正化

給与所得控除については、勤務関連経費や諸外国の水準と比べても過大となっているとの指摘がなされてきたことを踏まえ、「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、段階的に見直しを進めてきて

いたところ、今回の改正でも、これまでの方針に沿って、給与収入が850万円を超える場合の控除額が195万円に引き下げられました。ただし、子育て等に配慮する観点から、23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等（いわゆる「介護」を受けている者以外の特別障害者を含む）に負担増が生じないよう措置が講じられました。

3. 公的年金等控除の適正化

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり控除額に上限がなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みになっていたとの指摘がなされてきました。

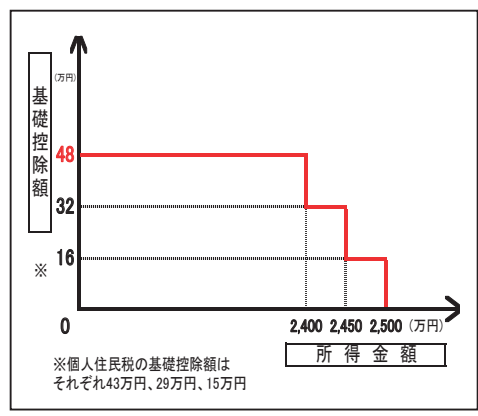
こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が1千万円を超える場合の控除額に195万5千円の上限が設けられました。

また、公的年金等以外の所得金額が1千万円を超え2千万円以下である場合の控除額を上記1及び3の控除額の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等以外の所得金額が2千万円を超える場合の控除額を上記1及び3の控除額の見直し後の

控除額から一律20万円、それぞれ引き下げられました。

4. 基礎控除の適正化

基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されていますが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要は乏しいのではないかとの指摘がなされてきたこと等を踏まえ、合計所得金額2千400万円超で控除額が通減を開始し、2千500万円超で消失する仕組みとされました。



上記1〜4については、平成32年分（2020年分）以後の所得税について適用されます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレット等をご覧ください。

県税からのお知らせ

《県税の優遇措置について》

復興産業集積区域内及び避難解除区域等内において、一定の施設又は設備（建物・建物附属設備、機械・装置など）の新設又は増設を行った事業者は、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの県税の課税免除を受けることができます。対象事業者は、市町村の指定、県の確認、認定を受けていることが条件になります。

《代替取得した不動産に係る不動産取得税の特例措置について》

東日本大震災により被災した家屋とその敷地、農地の所有者が、それらに代わるものを新たに取得した場合、不動産取得税が軽減されます。

また、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域内にある家屋とその敷地、農地に代わるものを新たに取得した場合にも、軽減措置があります。

これらの軽減措置を受けるためには、取得時期がそれぞれ異なりますので、詳しくは、最寄りの地方振興局県税課または県庁税務課までお問い合わせください。（県庁税務課）

「倉庫がいっぱい!」 電子帳簿保存法って難しいの?!

電子帳簿保存法は平成十年にできた法律で、その内容は申請手続きを含めて、三つの部分に分かれます。

一つ目は帳簿の保存です。

帳簿とは、事業年度の開始の日から記帳されて事業年度の終了の日に完成されるものですから、帳簿を付け始める事業年度開始の三ヶ月以前に申請しなければ認められません。

二つ目は書類の保存です。

書類は、自社で作成される書類と他社から交付される書類等に分けられ、事業年度中の一時点で作成されるため事業年度の途中からでも申請により保存が認められます。

三つ目は、電子商取引と呼ばれるもので、データの廃棄により、検証が困難となる為、申請の有無に拘わらず、この法律が適用されるもので、インターネット上での売買から、電子データでの取引全てが対象です。

これらを、電子的記録として保存するためには、日付・金額・取引先等の複数の項目を組み合わせて検索や抽出が可能な状態で画面や紙に出力できるシステムを必要としますが、電子商取

引については無条件適用のため、電磁的記録を紙に出力し書面で取引関係書類を保存していれば良いことになっています。

帳簿は、最初からコンピュータを利用して作成されるものとされ、訂正削除の記録や他の帳簿との関連付け等の条件がついていますが、最近では市販のソフトでも電子帳簿保存法に十分対応した会計ソフトが有りますので、帳簿の保存は難しいことではなくなりました。

書類の保存も当初は、パソコンで作成したものに限られていたため、決算関係の書類等が対象で、元が紙で作成された文書は対象外でした。

しかし、三度の改正で条件が緩和されて、スキヤナーでの電子化が認められ、現在はスマホでの撮影でも領収書の保存が可能となりました。

まだまだ、対応要件はありますが帳簿や書類についての申請は帳簿名や保存書類の名称ごとに個別に申請する事になっていきますので、電子化が可能なものから順次保存を、考慮しても良いかもしれません。

帳簿等を、閲覧できるパソコンやプリンターそしてマニュアルを常設しておく必要があり、誤って消失すると青色取消しの対象にもなりますので、バックアップもお忘れなく。

東北税理士会福島支部 尾形守康

総会講演会

「安倍政権と今後の日本」

総会に先立ち、時事通信社特別解説委員・田崎史郎氏をお迎えし、「安倍政権と今後の日本」をテーマに講演会を開催した。

はじめに政治家との関わりについて触れ、安倍総理とは2008年の秋に知り合い、話をすると言われているが、米朝に優れ、定期的に食事をするようになった。安倍総理は、自民党が野党時代に自分の所に来た人(記者)を信用していて、不遇の時にお付き合いしたことが今の私の状況に繋がった、また、



講師の田崎史郎氏

故・梶山静六氏には大変お世話になったが、菅官房長官とは梶山静六氏を応援したのが縁で知り合いになったとのことだった。

次に北朝鮮問題については、日本は外されていると言われているが、米朝首脳会談の開催場所の選定などに関わっている。安倍さんを嫌いな方がいるのはわかっているが、アメリカのトランプ大統領との関係はどうなるのか、今は変えるべきではない外交より森・加計問題どちらが大事かと話された。

また、小泉進次郎議員から聞いた演説のコツは、①自分の演説を録音して後で聞き直す、②話すときは枝葉を切って幹だけを話す、③ゆっくり話す(感情が高ぶると早口になる)とのことだった。

最後に、「朝鮮半島は揺れ動いている。安倍さんが続けた方が良いが、3年は無理。東京オリンピック後に辞めた方が良い。政治の流れ、変化は激しいこの瞬間も変化している。あの時のあの話は全然違うということに成りかねないのが政治」と締めくくった。

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

- 平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に 8. (5) 「社内監査」欄が新たに設けられました。

「社内監査」欄には、
各種チェックシート
等を活用した社内監
査実施の有無を記入
します。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、
社内点検を実施した場合には、下記のように
記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート（国税庁後援）は、企業自らが自主的に点検することにより、
税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

**まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。**

- また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の 状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

法人会の会員であることを
ご記入ください。

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。



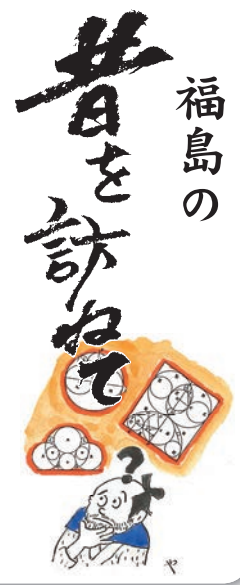
自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」の
コーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検
チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先

 公益社団法人福島法人会

福島市三河南町 1-20 (コラッセふくしま 7 階)
TEL 536-1291 / FAX 525-2311



第14回 和算にのめりこんだ農民たち
文とイラスト・やまひろし

福島のも

昔を訪ねて

江戸時代の教育制度は世界一だと言われている。武士はもちろん、商人、職人、農民、町人に至るまで、「読み書きソロバン」が出来たと言う。商人はこれらが出来なければ商売にならない。職人も文字が書けなければ設計が出来ない。農民も天候や大水で生産高が減少しても書類で届けておかなければ税金も安くならない。

武士には藩校というのがあって、そこで教育を受けた。また町塾というのもあって、これも武士の教育機関だった。一般の人々は寺子屋で読み書きを習った。

先生は武士、僧侶、医者、神官などが担当した。1クラス40人前後で、寺子屋の数は全国で1万校近くあったという。

この外に算学塾といって高度な数学を教えるところがあった。立体幾何、解析、曲率計算、放物線計算、円錐、方錐の体積計算、楕円計算まで算木とソロバンで計算したというから恐ろしいほどの学問だった。

福島県は有名な和算家を輩出し、農民たちが夢中になって、のめり込んだ。これらの技術は測量、暦、航海に利用され、福島では湯野の西根堰や、二

本松の二合田用水路にも和算が活躍した。

福島県の神社には数多くの「算額」が奉納されている。何日も何ヶ月もかかって難しい算術が解けると、和算家たちは、狂ったように喜び、これも神様のお陰と感謝し「俺はこんな難しい問題を解いたんだぞ」と世の中に人に発表したいと、算額という問題と答えを書いた額を神社や仏閣に奉納した。

和算には関流(江戸)と最上流(東北)があった。最上流は山形の会田安明が考案し初代を名乗った。福島県の和算家の90%が、この人の教えを受けた。2代目を継いだのは渡辺治右衛門一。この人は土湯温泉の会津屋の出で、名主をつとめる農民でもあった。会田安明の弟子となり第一高弟となって2代目を継いだ。

多数の伝書を福島県に持ち込み、県内に和算を広めた。佐久間庸軒を始め多くの弟子を育てた。また、福島県の稲荷神社の東側入口に丹治明斎と言う和算家の碑が建っている。これは明斎が53歳のとき門弟たちが建てたもの。

最上流を整理すると初代が会田安明、2代目が渡辺治右衛門一、3代目が宍戸ナントカで4代目が丹治明斎ということになる。

明治末期、福島県のお弟子さんが1万人弱と言われた位だから、かなりの人々が和算を習っていたことになる。二本松藩主も黙っていたわけではない。早速、2代目渡辺治右衛門一を農民から武士の身分を与え、藩士に和算

を教授させたという。この渡辺治右衛門一さん、俳句でも有名で土湯連をつくり、土湯の旦那衆を集めて俳句会をしていた。黒塚集に

行燈の陰からふえる寒さかな
という名句がある。アンドンの陰から寒さがふえてくるという見事な句である。和算という趣味にのめり込んでいった農民、町人、武士たちは、何日も何ヶ月もかかって難しい算術が解けると狂ったように喜んだ。「これも神仏のお陰」という気持ちと「おれはこんな難しい問題を解いたんだぞ」という気持ちが高ぶり、広く世の中の人々に発表したくなる。

そして算額というものを作り、そこに問題と回答を書き記した。それを神社や仏閣の拝殿に奉納した。福島県内の和算家は江戸時代末期から明治になった頃、約1万人弱いたというから日本でも有数の和算王国であった。



「7月のこよみ」
「ふたりでとばしたしゃぼんだま
夏の空まごころでいけ」

イラスト あきばたま

セミナー開催のお知らせ

7/19(木)「労務管理基本のキ講座」
講師 藤本 紀美香氏
(特定社会保険労務士)



8/29(水)「人を引き付け、心を開かせる話術心得講座」
講師 長谷川 孝幸氏
(風土刷新コンサルタントオフィス ハセガワ)

お詫び

5月24日開催の総会にお渡ししました議案書に誤り(14ページ自体が誤った記載でした)がありましたので修正の上、当会ホームページの情報公開のところに掲載いたします。お詫び申し上げます。